

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

平成20年度第2回「個人情報取扱事務に関する実地検査報告書」が個人情報保護に関する第三者評価委員会から提出されました

本市における個人情報の漏えい事故等の再発防止及び個人情報の適正な取扱いを確保するため、各職場における個人情報の取扱状況について、第三者の視点で実地検査を行い、問題点等を指摘していただくため、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会を設置しています。

このたび、資源循環局が取り扱う横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（ポイ捨て・喫煙禁止条例）に基づく過料処分に関する事務を検査対象として行われた、個人情報取扱事務に関する実地検査の結果が委員会意見としてまとめられ、本日（4月30日）市長あてに提出されました。報告書の内容は各職場に周知し、それぞれの業務に役立てていきます。また、今後、改善意見に対して必要な措置を講じ、その結果を委員会に報告します。

【実地検査の概要】

- 検査日 平成20年12月25日（木）
- 検査対象 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（ポイ捨て・喫煙禁止条例）に基づく過料処分に関する事務（資源循環局減量・美化推進課）
- 検査方法 検査対象から説明を受けるとともに、業務の現場で職員からヒアリングするなどの方法により、現場における個人情報の取扱状況を実地に検査した。

【実地検査報告書の概要】

本委員会として現状の改善が必要と思われる事項を改善意見、他の職場においても参考となり得る取組を評価意見として、また、個人情報の取扱状況をより良いものとするための一案として、本委員会の視点で提案するものを提案意見としてそれぞれ述べている。

○改善意見

定例決裁簿の写しの保管

過料処分に関する書類は業務所管課内部で決裁処理が行われるが、決裁途中の問い合わせ等に対応するため、定例決裁簿の写しが多量に保管されている。決裁後には原本がまとめて保管されることから、少なくとも、原本の決裁終了後は適切に処分すべきである。

○評価意見

ア 個人情報の運搬方法

美化推進員は業務を行うに当たり、告知・過料処分報告書や領収書原符などを常時携帯することとなるが、カバンをたすきがけにすることにより引ったくり等の盗難被害に備えるなど、個人情報の漏えい防止策を講じている。

イ デモンストレーション効果

違反者は過料処分に伴い個人情報を収集されることになるが、美化推進員は4～5人のグループで目立つように巡回しており、喫煙禁止指導のデモンストレーション効果も期待できる。

ただし、この意見は今後も同様の巡回方法をとることを求めるものではなく、よりデモンストレーション効果の高い方策を費用対効果を考慮しつつ講じていくことが望ましいと考える。

委員	◎森谷 亘暉 ※	産業能率大学名誉教授（経営情報論）
	○高橋 良	弁護士（横浜弁護士会情報問題対策委員会委員長）
	半田 彰	株式会社横浜銀行コンプライアンス統括部顧客情報管理室長
	藤森 立男 ※	横浜国立大学大学院国際社会科学部教授（産業心理学）
	三上 雅之	元東京都監査事務局次長（特別監査室長）
	渡邊 裕子	駿河台大学経済学部准教授（障害福祉論）
◎委員長、○委員長職務代理者、※横浜市個人情報保護審議会委員と兼務		